

都市再生整備計画

かみすごろちく
上須頃地区

にいがたけん さんじょうし
新潟県 三条市

令和2年3月

事業名	確認
都市構造再編集中支援事業	■
都市再生整備計画事業	
まちなかウォークブル推進事業	

目標及び計画期間

様式(1)-②

都道府県名	新潟県	市町村名	三条市	地区名	上須頃地区(都市構造再編集中支援事業)	面積	18.8 ha
-------	-----	------	-----	-----	---------------------	----	---------

計画期間	平成 30 年度 ~ 令和 2 年度	交付期間	平成 30 年度 ~ 令和 2 年度
------	--------------------	------	--------------------

目標

大目標 県央基幹病院の開院を見据えた“上須頃”の広域交流拠点としての再構築

- ・若年層を中心とした人口動態の改善
- ・広域的・基幹的な都市機能の集約を担う拠点としての都市空間の形成

目標設定の根拠

都市全体の再編方針(都市機能の拡散防止のための公的不動産の活用を含む、当該都市全体の都市構造の再編を図るための方針) ※都市構造再編集中支援事業の場合に記載すること。それ以外の場合は本欄を削除すること。
 ・本市は、総合計画において少子高齢化、人口減少社会にあっても、それぞれの地域の魅力を生かした多極分散型社会の堅持を掲げている。そしてこの暮らしの場である拠点を維持し続けていくため、中心市街地、須頃地区、栄地域及び下田地域のそれぞれに今後のまちづくりの核が芽生え始めている中、この核を起爆材として面展開を進めるため、現在、用途地域の在り方の検証を含め、都市計画の見直しに着手しているところである。
 ・都市計画マスタープランについては、既存の都市基盤を活かしつつ、土地利用の適正配置と都市機能の集約化によるコンパクトで機能的な都市づくりや各拠点間の機能分担と交通ネットワーク強化による質が高く機能的な都市づくりの方針を打ち出している。拠点や近隣都市間を結ぶ都市の骨格となる軸の配置等の設定において、中心市街地地区は、「中心拠点」、須頃は、高速交通体系の結節点としての特性を活かし、広域商業、文化、交流、産業支援等高次都市機能の集積度を高めることによって、多くの「人・もの・情報」などが集まり・交流する、「広域交流拠点」に位置付け、市内の都市集積・機能集約や連携によるまちづくりを推進している。

・具体的には、①中心市街地は、歴史・文化などの地域資源を活かしたにぎわいと交流の場の創出、市民の生活を支える市街地環境の形成を図る地区、②須頃地区は、市内外から多くの人々が集い、働くといった広域交流をめざすとともに地域拠点(栄地域、下田地域)を含む拠点間をつなぐ公共交通ネットワークの構築を図っている。

・一方、モータリゼーションの進展や経済・産業構造の変化などから、商業施設の郊外化による空家・空店舗問題が顕在化し、中心市街地の魅力が低下することにより、人口減少傾向に拍車がかかる恐れがある。また本市は、大学進学等に伴う顕著な若年層の人口流出とその後の人口復元力の弱さがあり、こうした流れを転換し、人口動態の改善に繋げる必要がある。

・現在、中心市街地地区では、まちのにぎわいの再生を図るため、都市構造再編集中支援事業を実施中である。
 ・須頃地区は、県央基幹病院の建設地であり、広域交通の結節点であるこの地域への病院の進出によって、広域的、基幹的な様々な都市機能の集積が期待されている。今後、この地域が広域交流拠点として様々な都市機能が集積されていくことを見据え、民間活力が発揮されやすい環境を整えながら、広域的都市機能等の中枢を担う拠点エリアとして、都市空間の形成を進める。

・立地適正化計画においては、須頃地区を居住誘導区域、都市機能誘導区域に設定するとともに、燕市と連携したまちづくりを検討していくこととしている。

まちづくりの経緯及び現況

<経緯>

- ・昭和40年代半ばに、北陸自動車道三条燕インターチェンジと、上越新幹線三条駅の設置が発表された。
- ・昭和50年代から土地区画整理事業により、道路、駅前広場、公園等都市基盤施設の整備が完了している。

<現況>

- ・上越新幹線三条駅や北陸自動車道三条燕インターチェンジのほか、国道8号、国道289号などの南北・東西方向の軸が配置された、広域的な交通の拠点として位置づけられている。
- ・「燕三条地場産業振興センター」、「三条商工会議所」、「イオン県央」など産業支援施設や商業・業務施設などの集積が進んでいる。
- ・土地区画整理事業が完了した区域は、市街地が形成されつつあるが、周辺は豊かな田園集落地となっている。
- ・市全体人口は、減少傾向で推移している。また総人口が減少するなかで、高齢化率は上昇し、今後も人口減少・少子高齢化が進むと予想されている。一方で須頃地区は、人口集中地区ではないが、近年緩やかであるが、人口が増加している。
- ・本地区は、平成27年11月に県央基幹病院の建設地に決定した地域であり、また土地所有者を中心とした土地区画整理事業の予定地でもある。
- ・燕三条圏域では、ものづくり産業の振興を図るため、三条市、燕市、公益財団法人燕三条地場産業振興センターの連携による『燕三条 工場の祭典』(参加企業の「KOUBA<工場、耕場、購場>で、ものづくりの見学や体験ができるイベント)等において、訪れた方々にものづくりを体感させる場の創出を行っており、こうした機会のより一層の活用が望まれる。

課題

①若年層を中心とした人口動態の改善

- ・当市の人口動態を見ると高校卒業時に多くの学生が進学で都市部に流出し、更にそのまま都市部で就職するため、若年層の転出が著しい。この流れを転換するためには、若年層が高校を卒業しても三条市に留まり続けてもらうため、学生や保護者をひきつける魅力ある高等教育環境の充実が必要である。
- ・県内の看護職員及び歯科衛生士が慢性的に不足している(人口10万人あたりの看護職員数が全国30位と下位に低迷している)ため、早期の人材育成が必要である。
- ・三条市の基幹産業であるものづくり分野における持続可能性を高めるために、伝統的な技術の維持や継承とともに、その技術を進化・発展させて独自の企業価値を創出していくための人材の確保と育成が必要である。

②商業や文化、情報、交流、産業支援などの高次都市機能の集積

- ・燕三条駅から1km圏内にありながら、一部田園集落地であるため、より多くの「人・もの・情報」などが集まり・広域交流拠点の形成に向けて、民間資本の導入を含めた広域商業や文化、情報、交流、産業支援等の高次都市機能の集積を促進する必要がある。

将来ビジョン(中長期)

■三条市総合計画【平成27年度～平成34年度】(平成27年3月策定)

- ・将来都市像 『豊かな自然に恵まれた 歴史と文化の息づく 創意にみちた ものづくりのまち』
- ・基本構想に『学ぶ若者や働く若者が集うまち』、基本計画に『高等教育環境の充実』
⇒地域が求める人材の育成等に貢献する特色ある高等教育機関の設置又は誘致に取り組み、若者の市内での進学を促進することで若年層の転出抑制を図る。

■三条市都市計画マスタープラン(平成20年3月策定、平成31年3月変更)

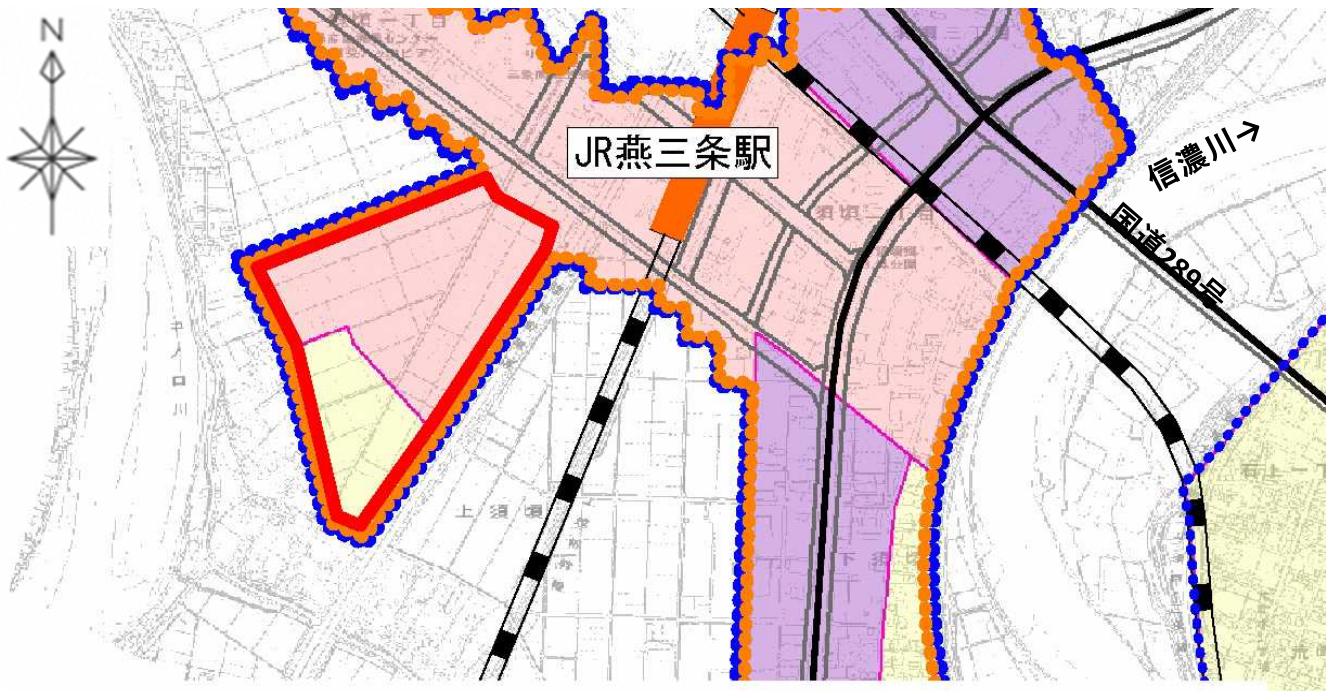
- ◇全体構想
 - ・都市づくりの理念『豊かな自然に恵まれた 歴史と文化の息づく 創意にみちた ものづくりのまち』
- ◇地区別構想(大島中学校区)
 - ・地区の将来像 『高次都市機能が集積し、市の発展を牽引する広域交流拠点』
 - ・広域的な交通結節機能を活かした広域交流拠点の形成

整備方針等

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>【若年層を中心とした人口動態の改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県央基幹病院の開院に合わせて、看護師等の不足が懸念される。その人材養成のために看護学校を整備する。育成した人材を県央基幹病院のみならず県内各地の病院へ人材を供給する場として広域的な性格を持たせることでまちの価値を高める。 ・ものづくり分野における持続可能性を高めるために、伝統的な技術の維持や継承とともに、その技術を進化・発展させて独自の企業価値を創出していくための人材育成の場としてもづくり大学を整備する。ここでものづくり分野の人材育成をすることで、市内への人材を供給する場として、広域交流拠点として三条市の特色を発信していく場として当地区の価値を高める。 	<p>誘導施設：実学系ものづくり大学整備事業 誘導施設：医療系高等教育機関整備事業 高質空間形成施設：街灯設置事業</p>
その他	

上須頃地区(新潟県三条市)	面積	18.8 ha	区域	上須頃
---------------	----	---------	----	-----

計画区域図

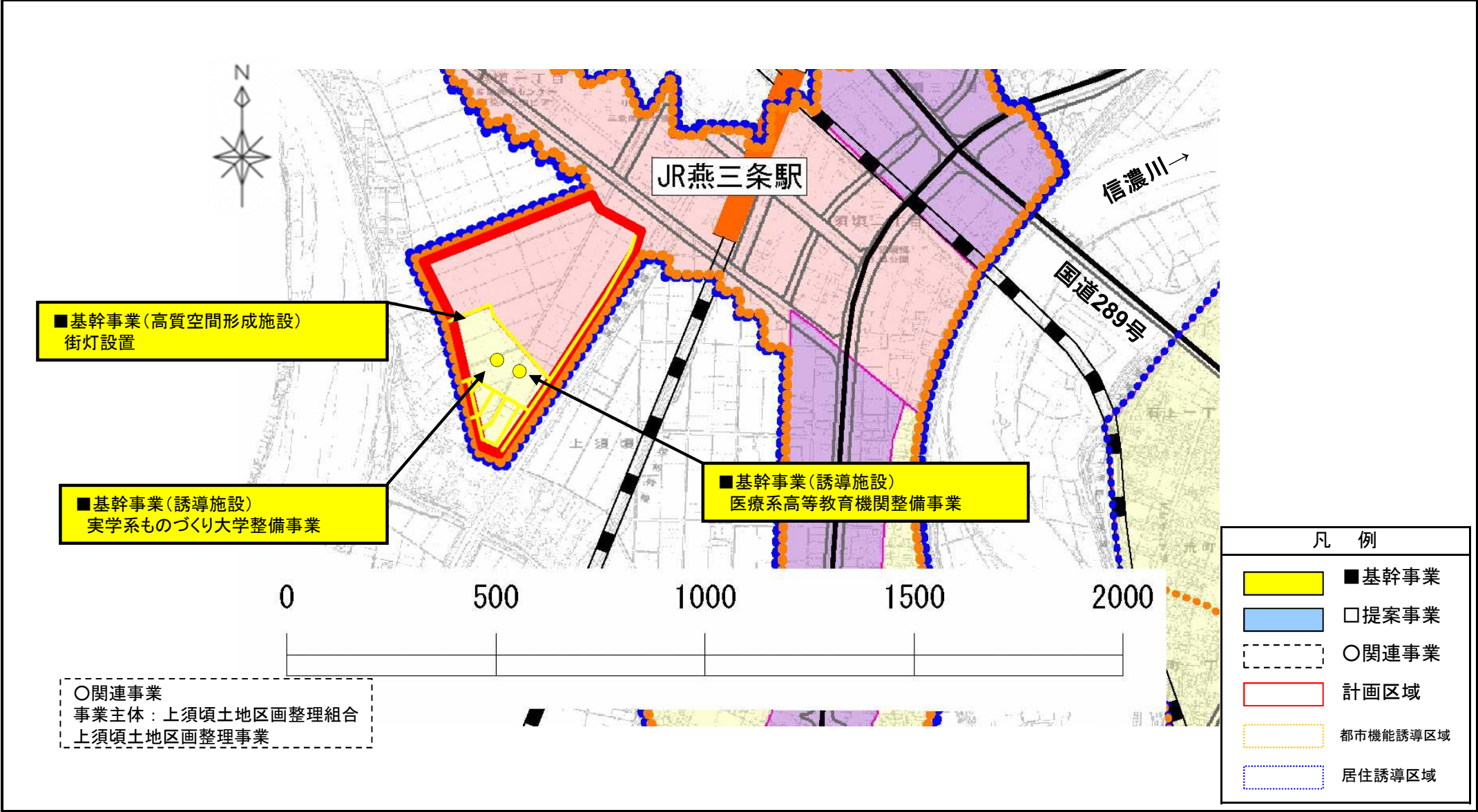


凡例

- 計画区域
- 都市機能誘導区域
- 居住誘導区域

上須頃地区(新潟県三条市) 整備方針概要図(都市構造再編集中支援事業)

目標	・若年層を中心とした人口動態の改善 ・広域的・基幹的な都市機能の集約を担う拠点としての都市空間の形成	代表的な指標	就学を理由として市内から流出する若者の人数 (人)	860	(平成30年度)	→	790	(令和2年度)
			JR燕三条駅の1日平均の乗車人員 (人)	2,210	(平成30年度)	→	2,320	(令和2年度)

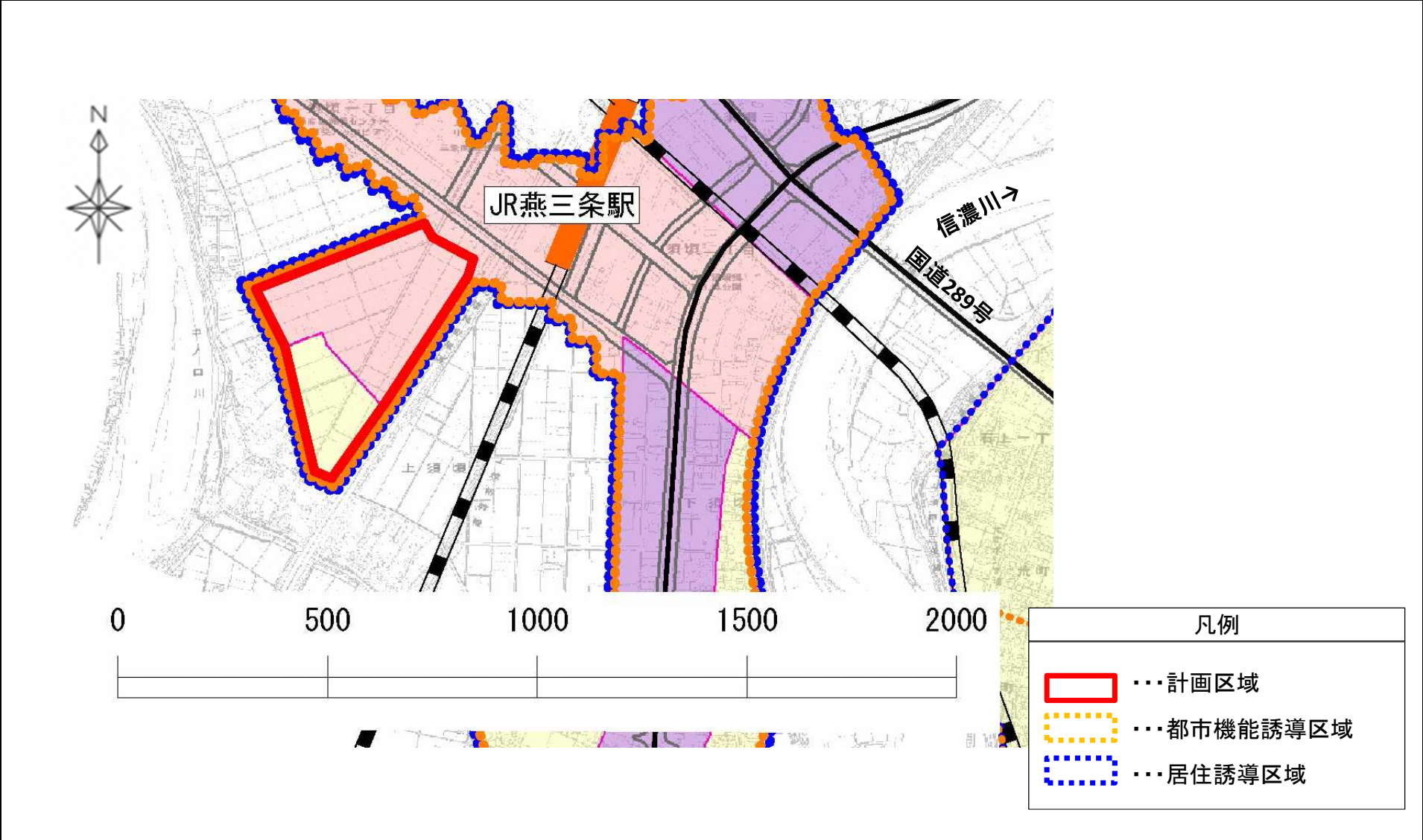


都市再生整備計画の添付書類等

交付対象事業別概要

かみすごろ ちく 上須頃地区 にいがた さんじょうし (新潟県三条市)

上須頃地区(新潟県三条市) 現況図



交付限度額算定表(その1)

上須頃地区 (新潟県三条市) 様式(2)-③

各事業の交付要綱に掲げる式による交付限度額の合計(X)	2,915.7 百万円	規則第16条第1項に基づく交付限度額(Y)	8,426.0 百万円	X ≤ Yゆえ、本計画における交付限度額	2,915.7 百万円
-----------------------------	-------------	-----------------------	-------------	----------------------	-------------

規則第16条第1項に基づく限度額算定

Au	75,200 m ²
-----------	-----------------------

公共施設の上限整備水準

区域面積(m ²)	188,000
当該区域の特性に応じて国土交通大臣が定める割合	
○ 区域の面積が10ha未満の地区	0.50
○ 最近の国勢調査の結果による人口集中地区内	0.45
○ その他の地域	0.40

Ci	201,120 円/m ²
-----------	--------------------------

単位面積あたりの標準的な用地費

標準地点数	1
公示価格の平均値(円/m ²)	74,400

単位面積あたりの標準的な補償費

当該区域内の戸数密度(戸/m ²)	0.001
標準補償費(円/戸)	44,000,000

Cf	23,000 円/m ²
-----------	-------------------------

控除額	0 百万円
------------	-------

まちづくり交付金とは別に国庫補助事業等により整備する施設

施設名(事業名)	面積(m ²)	国庫補助事業費等(百万円)
合計	0	0

Ap	0 m ²
-----------	------------------

公共施設の現況整備水準

整備水準が明らかになっている類似市街地等からの推定

推定現況整備水準(小数第2位まで)	0.15
推定公共施設面積(m ²)	28200

個別公共施設の積み上げ	
--------------------	--

	面積(m ²)	割合
道路	-	
公園	-	
広場	-	
緑地	-	
公共施設合計	0	0

Cnを考慮しない場合の交付限度額(Y1)	8426 百万円
-----------------------------	----------

ΣCn	0 円
------------	-----

下水道

区域面積(m ²)	188,000
うち現況の供用済み区域面積(m ²)	
標準整備費(円/m ²)	3,600

地域交流センター等の公益施設(建築物)	0 円
----------------------------	-----

上限床面積(m ²)	9,400
標準整備費(円/m ²)	454,400

調整池	0 円
------------	-----

調整池の容積(m ³)	
標準整備費(円/m ³)	140,000

河川	0 円
-----------	-----

河川整備延長(m)	
標準整備費(円/m)	3,700,000

住宅施設	0 円
-------------	-----

建設予定戸数(戸)		
超高層		
一般		
合計		0

標準整備費(円/戸)		
超高層		一般

	北海道特別地区	北海道一般地区	特別地区	大都市地区	多雪寒冷地区	奄美地区	沖縄地区	一般地区
標準整備費(円/戸)	41,310,000	38,190,000	49,120,000	37,170,000	41,510,000	39,520,000	30,280,000	33,700,000
	33,500,000	30,990,000	35,690,000	30,180,000	32,370,000	35,640,000	30,280,000	28,640,000

市街地再開発事業による施設建築物	0 円
-------------------------	-----

施設建築物の延べ面積(m ²)	
標準共同施設整備費(円/m ²)	132,000

電線共同溝等	0 円
---------------	-----

電線共同溝等延長(m)	
標準整備費(円/m)	680,000

人工地盤	0 円
-------------	-----

人工地盤の延べ面積(m ²)	
標準整備費(円/m ²)	5,300,000

協議して額を定める大規模構造物等	0 円
-------------------------	-----

大規模構造物等	協議状況	整備費(円)

Cnを考慮した場合の交付限度額(Y2)	8426 百万円
----------------------------	----------

各事業の交付要綱に掲げる式による交付限度額(活用する交付金の欄のみご記載ください。)

<都市構造再編集中支援事業>

交付限度額(X1)	2,915.7 百万円
-----------	-------------

<都市再生整備計画事業>

交付限度額(X2)	百万円
-----------	-----

<まちなかウォークアブル推進事業>

交付限度額(X3)	百万円
-----------	-----

交付限度額算定表(その2)(都市構造再編集中支援事業)

様式(2)-④-1

【都市再生整備計画事業(都市再構築戦略事業を含む。)から都市構造再編集中支援事業へ移行する地区の場合】

※本シートについて、各自治体が交付限度額を算出する上での参考として添付しているものです。事業毎に状況が異なりますので、各自治体の責任において適切に交付限度額を算出するようお願いいたします。

交付要綱に掲げる式による限度額算定(詳細)

○ 交付対象事業費

※水色のセルに事業費等必要事項を入力して下さい。(事業費の単位:百万円)

本都市再生整備計画において活用した事業に「○」をご選択ください。

<input type="checkbox"/>	都市再生整備計画事業(通常)
<input type="checkbox"/>	都市再生整備計画事業(国の重要施策に合致したもの)
<input checked="" type="checkbox"/>	都市再構築戦略事業

<都市再生整備計画事業(通常)の国費率、執行事業費> ※都市再生整備計画事業(通常)を活用した場合のみ記入

国費率(変更提出日の前日における交付限度額を交付対象事業費で除した値)		① (国費率)
変更提出日の前日までの執行事業費		② (事業費)

※都市再生整備計画事業(通常)から都市再生整備計画事業(国の重要施策に合致したもの)に移行した場合、「変更提出日の前日」を「計画認定日の属する年度の年度末」に読み替え。

※都市再生整備計画事業(通常)から都市再構築戦略事業に移行した場合、「変更提出日の前日までの執行事業費」を「変更提出日の属する年度の年度末までの執行事業費」に読み替え。

<都市再生整備計画事業(国の重要施策に合致したもの)の国費率、執行事業費> ※都市再生整備計画事業(国の重要施策に合致したもの)を活用した場合のみ記入

国費率(変更提出日の前日における交付限度額を交付対象事業費で除した値)		③ (国費率)
変更提出日の前日までの執行事業費		④ (事業費)

※都市再生整備計画事業(国の重要施策に合致したもの)から都市再構築戦略事業に移行した場合、「変更提出日の前日までの執行事業費」を「変更提出日の属する年度の年度末までの執行事業費」に読み替え。

<都市再構築戦略事業の国費率、執行事業費> ※都市再構築戦略事業を活用した場合のみ記入

国費率(変更提出日の前日における交付限度額を交付対象事業費で除した値)	0.500	⑤ (国費率)
変更提出日の前日までの執行事業費	4,035.700	⑥ (事業費)

<都市構造再編集中支援事業の国費率、執行事業費>

<都市機能誘導区域内>

交付対象事業費	基幹事業合計(A)	5,831.400	⑦ (事業費)
	提案事業合計(B)		⑧ (事業費)
	合計(A+B)	5,831.400	(事業費)

以下の2つの条件それぞれについて、該当する場合は○を入力。

都市機能誘導区域面積割合が50%以上の場合	<input type="checkbox"/>
提案事業枠2割拡充の適用	<input type="checkbox"/>

※都市機能誘導区域面積割合:都市機能誘導区域の面積の市街化区域等(市街化区域又は非線引き用途地域)の面積に占める割合。

<都市機能誘導区域外>

交付対象事業費	基幹事業合計(C)		⑨ (事業費)
	提案事業合計(D)		⑩ (事業費)
	合計(C+D)	0.000	(事業費)

$(10/10 \times (A+B)) + (9/10 \times (C+D)) (\alpha 1)$		
※都市機能誘導区域面積割合が50%以上の場合:	5,831.400	⑫
$(9/10 \times (A+B)) + (9/10 \times (C+D))$		
$(10/9 \times (A+C)) (\alpha 2)$		
※提案事業2割拡充を適用する場合:	6,479.333	⑬
$(10/8 \times (A+C))$		
交付要綱に基づく交付限度額(①、②の小さい方×1/2)	2,915.700	⑭ (国費)
国費率(③÷(A+B+C+D))	0.500	⑮ (国費率)

変更提出日以降の執行事業費の総額	1,795.700	⑪ (事業費)
------------------	-----------	---------

交付限度額(①×②+③×④+⑤×⑥+⑪×⑮)	2,915.700	⑯ (国費)
------------------------	-----------	--------

○ 交付限度額、国費率

交付対象事業費(A+B+C+D)	5,831.4	(事業費)
------------------	---------	-------

交付要綱に基づく交付限度額 (⑯を1万円の位を切り捨て)	2,915.7	⑰ (国費)
国費率	0.500	⑱ (国費率)

高質空間形成施設

単位:百万円

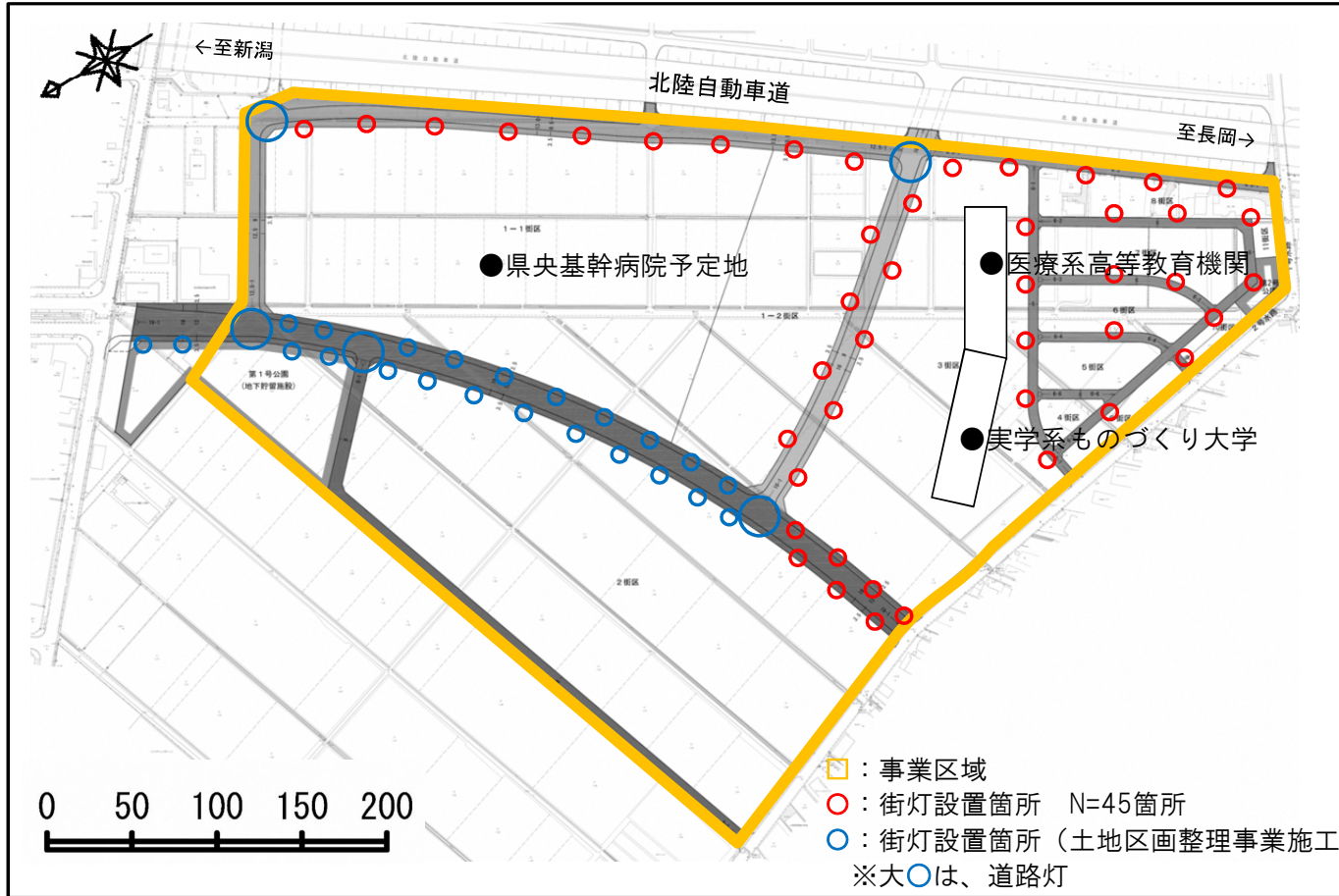
交付対象施設	施設名	事業主体	概要 (箇所数、規模等)	交付期間内 事業費	交付期間内事業費内訳			備考
					設計費	用地費	施設整備費	
緑化施設等(植栽・緑化施設、せせらぎ・カスケード、カラー舗装・石畳、照明施設、給電・給排水施設、ストリートファニチャー・モニュメント、土塁、堀跡等)	街灯	三条市	N=45箇所	6	0	0	6	
電線類地下埋設施設								
電柱電線類移設								
地域冷暖房施設						—	—	
歩行支援施設、障害者誘導施設等								
情報化基盤施設								
合計	—	—	—	6	0	0	6	

都市構造再編集中支援事業

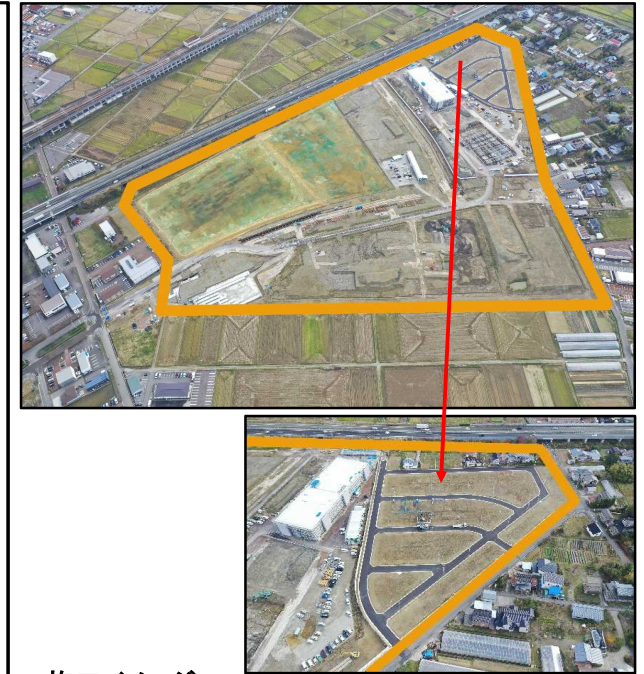
種別	高質空間形成施設	施設名	街灯	位置	上須頃
----	----------	-----	----	----	-----

整備・設置する施設等の配置図・平面図等

街灯配置図



現況航空写真(令和元年11月28日撮影)



施工イメージ



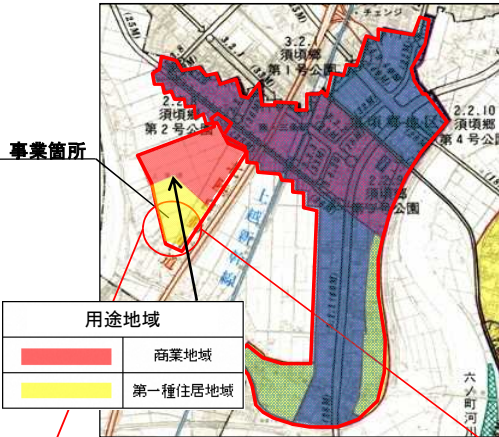
都市構造再編集中支援事業

種別	誘導施設	施設名	実学系ものづくり大学	位置	上須頃
----	------	-----	------------	----	-----

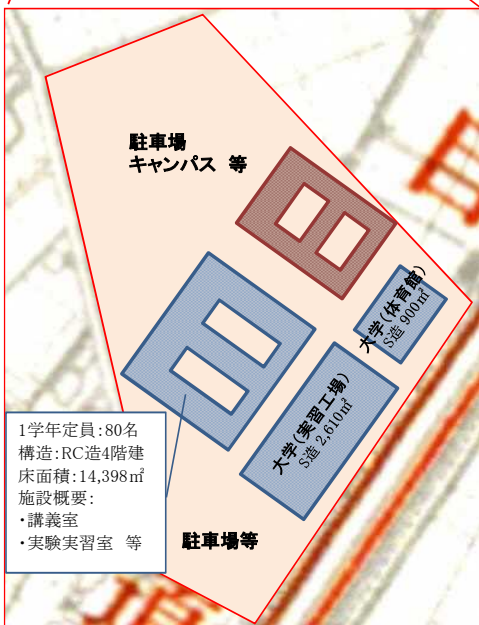
整備・設置する施設等の配置図・平面図等

【事業実施箇所】

- ... 上須頃地区
- ... 須頃地区 (H27~H29)



用途地域	
	商業地域
	第一種住居地域



1学年定員: 80名
 構造: RC造4階建
 床面積: 14,398㎡
 施設概要:
 ・講義室
 ・実験実習室 等

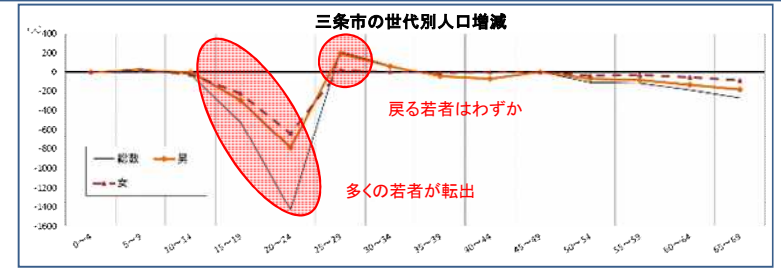
【三条市の課題】

人口動態を見ると、高校卒業時に多くの者が都市部に進学(転出)し、更に、そのまま就職して都市部にとどまるため、若年層の減少が著しい。

※ 右図において、15歳~24歳では1,936人の転出超過、25歳~29歳では219人の転入超過であり、その差1,717人の若年人口が減少している。

【主要原因】

・三条市には、高校卒業後に進学する高等教育機関が無い。
 ※ 本事業のほか、就業機会の創出や新規事業の創出、シティセールスの促進等の転入促進策についても、三条市総合計画に掲げ、実施している。



【施策の方向性】

・当市の基幹産業であるものづくり(金属加工や機械関連等)の分野は、多様な産業が集積し、地域が求める人材を育成することで地元就職に結びつく可能性が高い。
 ・地元ものづくり企業は、数ある工業系大学等で技術を知識として修得しただけの人材ではなく、それを実践を通じてものづくりに活かせる技能にまで高めた人材を求めている。

「実学系ものづくり系大学」の開設

(地元企業と連携した実習や長期の就業体験などの実践に重きを置いた、地元企業が求める人材を育成する大学)



【高校生の意向】

・8割近くの生徒が地元(通学圏内か新潟県内)への進学を希望
 ・進学先の分野は、工業系やものづくり系を希望する生徒が多い(約9,700人の回答中約3,000人) (注: 調査対象者に工業系学科を含む高校が多い)

【地元ものづくり企業の意向】

・「ものづくり系大学」を開設した場合の卒業生の採用希望については、回答した6割以上の企業が採用に前向きな回答(244社の回答中、前向きな回答は152社(62%)であり、調査対象とした700社で換算すると434社が採用に前向きと考えられる。)

講義室イメージ



製図実習イメージ



実習室での実習イメージ



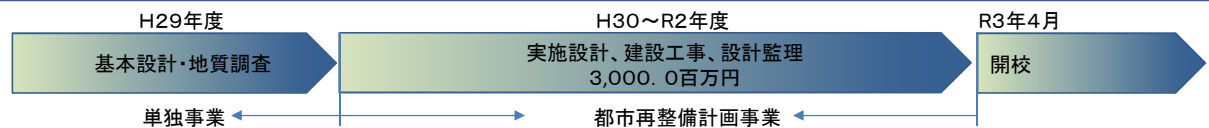
地元企業での実習イメージ



【事業効果】

- ①若年層の転出抑制が図られる。⇒ 三条市の人口動態の改善
- ②地元企業が求める人材を育成することで、地場産業活性化に資する。⇒ 地場産業の発展
- ③県中央基幹病院で取り組むこととしている医工連携に共同で取り組むことにより、地元企業のものづくり技術の発展に寄与する。⇒ 新規産業の創出

【事業スケジュール】

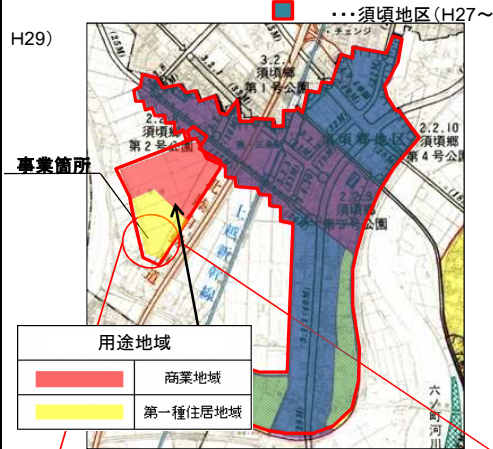


都市構造再編集中支援事業

種別	誘導施設	施設名	医療系高等教育機関	位置	上須頃
----	------	-----	-----------	----	-----

整備・設置する施設等の配置図・平面図等

【事業実施箇所】



構造:1階RC造・2階木造2階建
 床面積:3,993㎡
 施設概要:
 ・普通教室
 ・実習室 等

駐車場
キャンパス 等

駐車場等

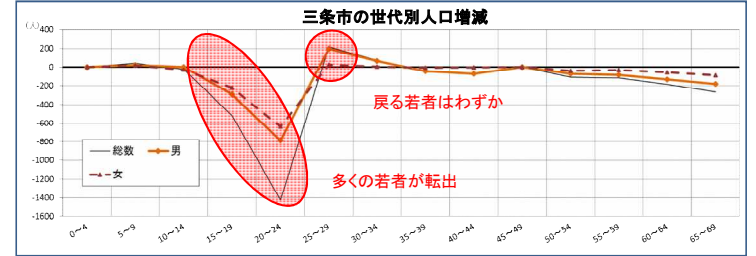
【三条市の課題】

人口動態を見ると、高校卒業時に多くの者が都市部に進学(転出)し、更に、そのまま就職して都市部にとどまるため、若年層の減少が著しい。

※ 右図において、15歳~24歳では1,936人の転出超過、25歳~29歳では219人の転入超過であり、その差1,717人の若年人口が減少している。

【主要原因】

・三条市には、高校卒業後に進学する高等教育機関が無い。
 ※ 本事業のほか、就業機会の創出や新規事業の創出、シティセールスの促進等の転入促進策についても、三条市総合計画に掲げ、実施している。



【施策の方向性】

- ・全国で、人口10万人当たりの看護職員数を見ると、新潟県は全国で30位と下位に位置
- ・県央地域は県内7圏域中最下位
- ・県内の看護職員の採用状況を見ても毎年募集人員の約7割の採用という状況
- ・県央基幹病院の開設が予定され、人材不足が更に深刻になることも予想されるため、看護職員の養成が急がれる。

慢性的な看護職員不足に対応するとともに、若年層の転出抑制を図るため、**医療系高等教育機関を開設する。**



【人口10万人当たりの看護職員数】

順位	都道府県	看護職員数
	全 国	1,044.1
1位	鹿児島	1,733.4
2位	宮 崎	1,706.8
3位	高 知	1,689.7
...
30位	新 潟	1,128.1
...
45位	千 葉	718.0
46位	埼 玉	694.7
47位	神 奈 川	694.5

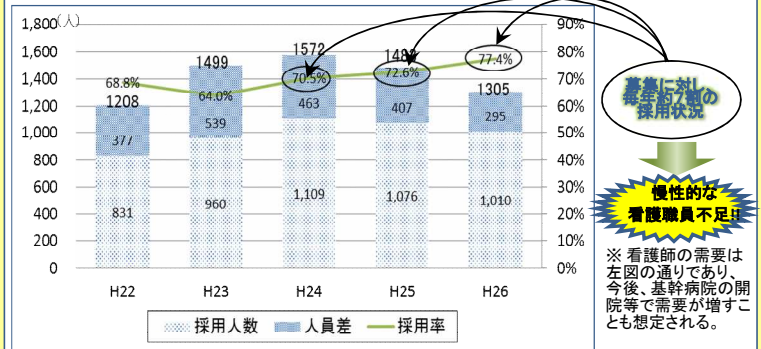
地区	看護職員数
下越	1,039.3
新潟	1,203.4
県央	937.4
中越	1,128.6
魚沼	1,104.5
上越	1,134.8
佐渡	1,124.0

その新潟県で、**三条を含む県央地区は...**

新潟県は...
全国30位と下位に位置し看護職員が少ない状況!!

県内で最も看護職員が少ない状況!!

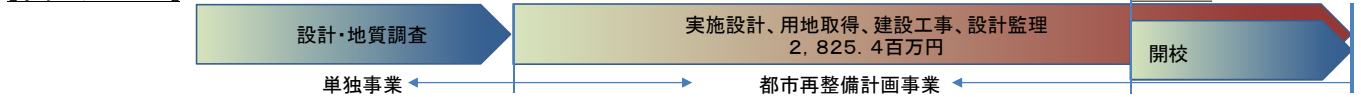
【県内の看護職員採用状況】



【事業効果】

- ①若年層の転出抑制が図られる。⇒ 三条市の人口動態の改善
- ②地域の看護職員不足の緩和に寄与する。⇒ 地域医療体制の充実

【事業スケジュール】



施設(高次都市施設・誘導施設等)必要性

都道府県	新潟県	市町村	三条市
地区名	上須頃地区		
施設の名称	実学系ものづくり大学		
事業費(百万円)	3,000.0	延べ床面積(㎡)	17,908
事業期間	H30年度からR2年度まで		
年度計画(百万円)	H30:121.7(用地取得等)、H31:1,245.2(建設等)、R2:1,633.1(建設等)		
事業の熟度	概略設計済み	建設	○ 購入
施設の概要	ものづくり企業では、数ある工業系大学等で技術を知識として修得しただけの人材ではなく、それを実践を通じてものづくりに活かせる技能にまで高めた人材を求めていることから、地元ものづくり企業が求める人材を育成する「ものづくり系大学」を開設する。		
維持管理費(人件費含む)	575,000千円/年		
支援対象	講義室、事務室、実験実習室等		
ハコモノ要件	○	①維持管理費を算出し国に提出している	
	○	②郊外からの移転・統廃合・他施設との合築・個別施設計画・PRE活用計画への明確な位置付け	
	○	③三位一体改革で税源移譲対象となっていない	
	○	④他省庁の補助制度がない ※他省庁へ補助制度がないことを確認すること。	
	○	⑤計画・設計段階から民間ノウハウを活用して効率的なサービス提供や施設規模の適正化等を検討するとともに、民間資金等の活用を検討すること。 ※誘導施設のみ	
必要性等	<p>当市の人口動態を見ると、高校卒業時に多くの学生が進学で都市部に流出し、更に、そのまま都市部で就職するため、若年層の転出が著しい。</p> <p>このような状況の中、当市のアイデンティティである「ものづくり」に着目し、地元企業が求める人材をはじめ、当市の発展・振興に寄与する人材の育成を掲げ、高等教育機関を開設しようとするものである。</p> <p>少子高齢化、人口減少が急速に進む当市にあって、本施設は、人口減少の一因である若年層の転出を抑制するために早期に整備すべき施設と考えている。</p>		
利用見込み	<p>1学年定員80人を想定しているため、4学年で320人の学生が利用することとなる。</p> <p>1年間の授業は、大学設置基準上、原則35週とされていることから、延べ56,000人(35週×5日×320人)が開設後4年目以降の利用見込みとなる。</p>		
	年間 56,000 人		

施設(高次都市施設・誘導施設等)必要性

都道府県	新潟県	市町村	三条市
地区名	上須頃地区		
施設の名称	医療系高等教育機関		
事業費(百万円)	2,825.4	延べ床面積(㎡)	3,993
事業期間	H30年度からR2年度まで		
年度計画(百万円)	H30:755.2(用地取得、建設等)、H31:1,940.6(建設等)、R2:129.6(建設等)		
事業の熟度	概略設計済み	建設	○ 購入
施設の概要	看護師不足の状況の中、平成35年度に予定される県央基幹病院の開院などで、今後、看護職員の需要が更に高まることとなるため、地域が求める看護職員等を養成する看護学校を開設する。		
維持管理費(人件費含む)	230,000千円/年		
支援対象	普通教室、演習室、事務室等		
ハコモノ要件	○	①維持管理費を算出し国に提出している	
	○	②郊外からの移転・統廃合・他施設との合築・個別施設計画・PRE活用計画への明確な位置付け	
	○	③三位一体改革で税源移譲対象となっていない	
	○	④他省庁の補助制度がない ※他省庁へ補助制度がないことを確認すること。	
	○	⑤計画・設計段階から民間ノウハウを活用して効率的なサービス提供や施設規模の適正化等を検討するとともに、民間資金等の活用を検討すること。 ※誘導施設のみ	
必要性等	<p>当市の人口動態を見ると、高校卒業時に多くの学生が進学で都市部に流出し、更に、そのまま都市部で就職するため、若年層の転出が著しい。</p> <p>このような状況の中、当市のアイデンティティである「ものづくり」に着目し、地元企業が求める人材をはじめ、当市の発展・振興に寄与する人材の育成を掲げ、高等教育機関を開設しようとするものである。</p> <p>少子高齢化、人口減少が急速に進む当市にあって、本施設は、人口減少の一因である若年層の転出を抑制するために早期に整備すべき施設と考えている。</p>		
利用見込み	<p>1学年定員80人の3年制1コース、1学年定員50人の3年制1コース、1学年定員25人の2年制1コースを計画しており、総定員440人の学生が利用することとなる。</p> <p>1年間の授業は、大学と同程度の35週程度を予定し、延べ77,000人(35週×5日×440人)が開設後3年目以降の利用見込みとなる。</p>		
	年間	77,000	人

学校施設の整備手法等に係る検討フロー図

新潟県三条市

大学の設置 (学校教育法^①第1条)

学校は、国、地方公共団体(公立大学法人を含む)及び学校法人のみが、これを設置できる。(学校教育法^①第2条)

公立大学の運営者は

三条市直営 ▲

- ◆平成16年度の公立大学法人制度の導入から現在まで、地方自治体の直営から公立大学法人への移行が年々進み、全公立大学86大学中、71大学が公立大学法人の運営となっている。(H28.4現在)
大きな理由としては、法人化により、大学が特色ある教育研究を行うに際しての自主的、かつ、適時な予算執行など機動的な運営が可能となることが挙げられる。(新技術等の発見などに伴う迅速な研究開始が、首長を通さず理事長の判断で可能となる等)
- ◆仮に、大学を直営で開設する場合、市の条例等の改正やシステム改修等が必要となるが、後に、法人化する場合には条例等の再改正やシステムの再改修の二重投資が必要となる。
- ◆これらのことから、公立大学法人による運営を選択したものの。

指定管理者 ✕

H15.7.17付け総行行第87号 総務省自治行政局長通知により、**学校の運営は指定管理者制度で行うことができない。**
(過去に管理委託制度が存在していたが、平成15年の地方自治法改正により指定管理者制度となった)

公立大学法人 ◎

公立大学法人が運営するために、施設の貸付や使用許可が必要である。

法人への貸付 ▲

地方自治法第238条の4第1項の規定により行政財産の貸付は禁止されているが、普通財産であれば地方自治法第238条の5第1項の規定により**貸付は可能**となっている。ただし適化法第22条では、「補助事業者等は、各省各庁の長の承認を受けないで、貸し付けてはならない。」と定められている。⇒(承認を受ければ貸し付けることは可能)

法人への使用許可 ◎

地方自治法第238条の4第7項の規定により、行政財産は、**その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。**

以上から、施設は市の行政財産として公立大学の運営者に対して使用を許可する方法とする。

医療系高等教育
機関の設置
(学校教育法^①第124条)

専修学校は、国及び地方公共団体のほか、専修学校を運営するために必要な経済的基礎を有することなどに該当する者でなければ、設置することができない。(学校教育法第127条)

医療系高等教育機関の運営者は

三条市直営



- ◆ 地域の看護師不足は、三条市にとっても喫緊の課題であるため、看護学校を開設し、地元へ根付く看護師を養成することで、地域医療の安定化を図ろうとするもの。
- ◆ しかしながら、全国的に看護師不足が問題となっている中、新潟県では特に不足しており、学校開設に不可欠な教員となり得る知識・経験・実績を有する看護師を確保することは非常に困難。
- ◆ このため、当該事業の確実性・安定性等を踏まえ検討した結果、教員等の人的資源を有し、かつ、看護学校を効率的・持続的に運営する豊富なノウハウ・実績等を有する学校法人にその運営を委ねることが適当であるとの判断に至った。

指定管理者



H15.7.17付け総行第87号 総務省自治行政局長通知により、**学校の運営は指定管理者制度で行うことができない。**(過去に管理委託制度が存在していたが、平成15年の地方自治法改正により指定管理者制度となった。)

公立大学法人



公立大学法人は、現行制度上、地方独立行政法人法第70条により、同法第21条第2号に掲げる業務(大学又は大学及び高等専門学校を設置及び管理を行うこと並びに当該大学又は大学及び高等専門学校における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと。)及びこれに付帯する業務以外は行えないこととしている。しかし、平成27年度の検討時においては、**専修学校の運営はできないことになっていた。**(文部科学省が公表している公立専修学校一覧では、地方自治体か一部事務組合の運営であり、公立法人の運営は存在しなかった。)

学校法人



公設民営として運営者を誘致し、平成29年3月に誘致候補者であるNSGグループと協定を締結

学校法人が運営するために、施設の貸付や使用許可が必要である。

法人への貸付



地方自治法第238条の4第1項の規定により行政財産の貸付は禁止されているが、普通財産であれば地方自治法^②第238条の5第1項の規定により**貸付は可能**となっている。ただし適化法第22条では、「補助事業者等は、各省各庁の長の承認を受けずに、貸し付けてはならない。」と定められている。⇒ (承認を受ければ貸し付けることは可能)

法人への使用許可



地方自治法第238条の4第7項の規定により、行政財産は、**その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。**



以上から、施設は市の行政財産として医療系高等教育機関の運営者(NSGグループ)に対して使用を許可する方法とする。

都市再生整備計画事業事前評価シート

計画の名称: 上須頃地区(都市構造再編集集中支援事業)

事業主体名: 三条市

チェック欄

I. 目標の妥当性	
①都市再生基本方針との適合等	
1)まちづくりの目標が都市再生基本方針と適合している。	○
2)上位計画等と整合性が確保されている。	○
②地域の課題への対応	
1)地域の課題を踏まえてまちづくりの目標が設定されている。	○
2)まちづくりの必要性という観点から地区の位置づけが高い	○
II. 計画の効果・効率性	
③目標と事業内容の整合性等	
1)目標と指標・数値目標の整合性が確保されている。	○
2)指標・数値目標と事業内容の整合性が確保されている。	○
3)目標及び事業内容と計画区域との整合性が確保されている。	○
4)指標・数値目標が市民にとって分かりやすいものとなっている。	○
5)地域資源の活用はハードとソフトの連携等を図る計画である。	○
④事業の効果	
1)十分な事業効果が確認されている。	○
2)事業連携等による相乗効果・波及効果が得られるものとなっている。	○
III. 計画の実現可能性	
⑤地元の熱意	
1)まちづくりに向けた機運がある。	○
2)住民・民間事業者等と協力して計画を策定している。	○
3)継続的なまちづくりの展開が見込まれる。	○
⑥円滑な事業執行の環境	
1)計画の具体性など、事業の熟度が高い。	○
2)交付期間中の計画管理(モニタリング)を実施する予定である。	○
3)計画について住民等との間で合意が形成されている。	○